

CONTENTS

page

<p>1 平成31年度・令和元年度の是正指導 賃金不払い残業は総額 98 億円</p> <p>2 特集 いよいよ中小企業にも適用 改正「パートタイム有期雇用労働法」</p> <p>4 TOPICS</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社員が感染したら? 濃厚接触者となったなら? コロナ感染時の対応 ●70歳までの雇用努力、改正高年法 Q&A ●過労死防止白書。 自殺予防は早期発見・早期介入が重要 ●中途入社者の定着・戦略化施策 	<p>6 すっきりわかる。雇用保険 失業中に無料で専門学校に通える制度がある?</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室 正社員登用制度は必ず設けなければならない?</p> <p>8 緊急事態に備えていますか? 緊急時の指揮命令系統を決めておく</p> <p>8 労務ひとこと 過半数が「65歳以降も仕事をしたい」</p>
--	---

平成31年度・令和元年度の是正指導 賃金不払い残業は総額98億円

厚生労働省は、全国の労働基準監督署が是正指導した賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）の結果を公表しました。

昨年度より減少しているが...

公表されたのは、平成31年度・令和元年度の1年間で、賃金不払残業を是正指導され、1企業あたり100万円以上の割増賃金が支払われたもの

是正結果

企業数	1,611 企業
労働者数	7万 8,717 人
是正支払額	98 億 4,068 万円
1 企業あたり	611 万円
労働者 1 人あたり	13 万円

です。

是正企業数は、1,611 企業。うち1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、161 企業でした。

支払われた割増賃金の合計額は、98 億 4,068 万円で、1 企業あたり 611 万円、労働者 1 人あたり 13 万円となっています。

支払額は昨年度より減少していますが、おおむね例年並みと言えます。平成29 年度に突出して支払額が多くなっているのは働き方改革の

影響です。

保健衛生業の支払額が最多

業種別に見ると、企業数では「商業」が最も多く、労働者数と是正支払額では「保健衛生業」が最多となっています。

